

吉富町身体障害者自動車改造助成事業実施要綱

平成28年3月28日

告示第24号

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者に対して、自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この告示による助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者
- (2) 就労等のため、自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部の改造（以下「自動車の改造」という。）を行う必要がある者
- (3) 前年分（助成の申請を行う日が1月1日から6月30日までにあつては、前々年分）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成金の額等)

第3条 町長は、対象者の所有する自動車1台に限り、予算の範囲内で自動車の改造に直接要した費用（消費税を含む。）を助成金として交付する。ただし、当該費用が10万円を超えるときは、助成金の額は、10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、自動車の故障、買換え等の事由により再度助成する必要があると町長が認める場合は、対象者に対し新たに助成を行うことができる。

(助成金の申請)

第4条 助成金を受けようとする対象者（前条第2項に規定する新たに助成を行う場合を含む。）は、あらかじめ、身体障害者自動車改造助成申請書（別記様式第

1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) パンフレット等自動車の改造の概要を確認できる書類
- (2) 自動車の改造に要する見積書
- (3) 障害者手帳の写し
- (4) 運転免許証の写し

(助成金の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたとき及び不相当と認めたときには、身体障害者自動車改造助成決定
(却下) 通知書(別記様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、対象
者に通知するものとする。

(実績の報告等)

第6条 前条の規定による通知を受けた対象者は、自動車の改造後速やかに、自動
車改造助成事業実績報告書(別記様式第3号)及び自動車改造証明書(別記様式
第4号)、自動車改造助成金請求書(別記様式第5号)、改造に要した費用の領
収書を、町長に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第7条 町長は、前条の規定に定める書類の提出があったときは、関係書類を審査
のうえ、対象者に自動車改造助成金交付決定通知書(別記様式第6号)により通
知し助成金を支給する。

(助成金の返還)

第8条 町長は、対象者が虚偽の申請又はその他不正な行為により助成金の交付を
受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が
別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

身体障害者自動車改造助成申請書

吉富町長 様

吉富町身体障害者自動車改造助成事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	⑨			
	個人番号			電話番号	
居住地	吉富町大字				
手帳番号及び等級	第 の 号 級	障害名			
免許の種類・番号				自動車購入予定年月日	年 月 日
免許の条件				前回改造助成の有無	有 ・ 無
				前回改造助成の年月日	年 月 日
				自動車の種類	
改造を要する理由					
改造を要する箇所					

- (注) 1 助成金算出のため、自動車の改造に直接必要な経費の見積書を添付してください。
2 障害者手帳の写しを添付してください。
3 運転免許証の写しを添付してください。
4 ※印欄は記入しないでください。(吉富町記載欄)

前年の所得税課税所得金額			※ 審査
本人	配偶者	扶養義務者	該当
※ 円	※ 円	※ 円	非該当

別記様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

身体障害者自動車改造助成決定（却下）通知書

様

吉富町長



平成 年 月 日に申請のありました身体障害者自動車改造費助成について、
下記のとおり通知します。

記

1 決定

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	吉富町大字	電話番号	
手帳番号及び等級	第 の 号 級	障害名		
改造を要する箇所				
注意事項	1 当該改造については、この通知書受理後に行ってください。 2 改造後、速やかに実績報告を行ってください。			

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

吉富町長 様

住 所 吉富町大字

氏 名 印

自動車改造費助成事業実績報告書

標記について、事業が終了しましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 自動車改造証明書（様式第4号）
- 3 自動車改造助成金請求書（様式第5号） 振込み口座通帳の写し添付
- 4 改造に要した費用の領収書

事 業 実 績 書

- 1 改造の内容

- 2 改造完了年月日

平成 年 月 日

- 3 改造に要した総経費

円

別記様式第4号（第6条関係）

自動車改造証明書

吉富町長 様

所在地

名称

代表者

印

電話

下記の車両は、身体障害者用に改造したことを証明します。

記

自動車の種類 車名及び型式	
車体番号	
登録番号 車両番号	
使用者住所	(〒 -)
使用者氏名	
改造完了年月日	平成 年 月 日
改造内容	
改造費用	円

別記様式第5号(第6条関係)

自動車改造助成金請求書

平成 年 月 日

吉富町長 様

住所 吉富町大字
氏名
電話 () 印

自動車改造助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先口座

金融機関名		支店名						
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店(所) 支店(所) 出張所						
口座番号	普通・当座 ・その他							
口座名義人	フリガナ							

<添付書類>

- ・振込口座通帳の写し

別記様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

自動車改造助成金交付決定通知書

様

吉富町長



平成 年 月 日に決定した自動車改造費助成について、助成金 円
を下記のとおり交付します。

記

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	吉富町大字	電話番号	
手帳番号及び等級	第 の 号 級	障害名		
改造を要する箇所				

振込先口座

金融機関名		支店名						
口座番号	普通・当座 ・その他							
口座名義人	フリガナ							

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第1号 (第4条関係)

別記様式第2号 (第5条関係)

別記様式第3号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第6条関係)

別記様式第5号 (第6条関係)

別記様式第6号 (第7条関係)